



Vol.21

弁護士 岡 正俊
狩野・岡・向井法律事務所

★新宿労働基準監督署事件

今回のニュースレターでは、うつ病について業務起因性が認められなかった裁判例（新宿労働基準監督署事件〔東京地判平 27.9.10 労経速 2265 号 16 頁〕）をご紹介します。

色々と興味深い点がありますが、その点をあげさせていただくに留め、コメントは控えておきます。

(1) 事件としては、最近よくあるもので、原告が、業務が原因でうつ病になったとして、労働基準監督署に対し、労災申請を行ったところ、同監督署が不支給処分をしたため、原告が、審査請求、再審査請求を行ったのですが、いずれも棄却されたため、裁判所に対し、取消訴訟を提起したというものです。裁判所も原告の請求を棄却しています。

(2) まず原告には代理人が就いていなかったようです。いわゆる本人訴訟というものです。裏でアドバイスをしたり、書面を作成したりしていた人物がいたかどうかは分かりませんが、最近では、自分でやろうと思えば、情報を得ることができますし、十分可能です（後述（5）の通り、ネットによる情報収集について原告が言及しています）。

(3) 原告は、以下の通り二つの病院を往来しており、診察をした医師も複数にのぼり

ます。

平成 18 年 1 月～東京武蔵野病院 E 医師
平成 19 年 3 月～桜ヶ丘記念病院 F 医師
平成 20 年 5 月～東京武蔵野病院 E 医師
平成 22 年 7 月～桜ヶ丘記念病院 D 医師

その後の転院の有無、転院の時期は明確ではありませんが、平成 25 年 3 月 27 日付東京武蔵野病院の H 医師作成の診断書というものが出てきます。その後同年 4 月 20 日付桜ヶ丘記念病院の D 医師の診断書というものも出てきます。

(4) 本件は、うつ病の業務起因性が争点となっていますが、原告が平成 19 年 3 月に桜ヶ丘記念病院に転院する際、東京武蔵野病院の E 医師が作成した桜ヶ丘記念病院に対する診療情報提供書には、傷病名として統合失調症型パーソナリティ障害と記載されていました。

また、D 医師の労働基準監督署宛意見書にも、平成 19 年 3 月 20 日初診当時の診察医による傷病名として、統合失調症型パーソナリティ障害の疑いと記載されています。

(5) 本件では、原告の発症時期が大きな争点となっています。原告は、平成 13 年のゴールデンウィーク頃と主張しており、労働基準

監督署の認定及び裁判所の認定は、平成 17 年 6 月頃となっています。

どうも原告は、平成 12 年 10 月から平成 13 年 6 月までの間は、1 か月あたり 80 時間を超える時間外労働を行っていたようであり、発症時期を平成 13 年のゴールデンウィーク頃とした方が都合がよかったようです。これに対し、平成 17 年 6 月頃は、同年 3 月に 5 時間の時間外労働があっただけでした。

裁判所が平成 13 年のゴールデンウィーク頃の発症を認めなかった根拠は多岐にわたりますが、以下では診療録の記載をあげたいと思います。

①原告は、平成 20 年 6 月 12 日、E 医師に対し、開口一番「(うつ病の) 発症日時を(平成) 17 年ではなく 15 年に変えてもらえないか。」と発言し、その理由について、「今後、障害年金の申請を考えているが、就労時厚生年金を受給していた時点を発症としたい。」と述べた。E 医師は、発症日時を恣意的に決めることなどできないと原告に説明し、これ以上そういう形で医療機関を利用するのはやめてほしいと伝えた。

②原告は、平成 20 年 7 月 3 日、障害年金を申請しようと考えているので、相談にのってほしいと E 医師に伝えた。E 医師は、東京武蔵野病院に来院した当時は失業して時間も経っていたから、同病院では診断書を書くことは不可能である旨述べた。原告は、「初診日」の意味についてネットで調べたと言って説明した。

③原告は、平成 20 年 7 月 27 日、E 医師に対し、再び、労災申請について診断書を書いてももらえないかと相談したが、E 医師からは

断られた。

④原告は、桜ヶ丘記念病院に転院し、平成 24 年 8 月 1 日、D 医師に対し、「労災認定をしたいので、書類を書いて欲しい。労働時間を調べたら、平成 13 年 5 月から過重労働になっていて基準を満たすので、書類を送りたいです。」という趣旨の電話をした。D 医師は断った。同月 6 日にも、原告は D 医師に対し、同様のお願いをした。D 医師は、「当時診療しておらず、平成 13 年 5 月については主治医として言及できない。自己申告は可能と思うが、それについて主治医から証明はできない。」旨回答した。

(6) (5) で述べた通り、D 医師は証明を断っていましたが、裁判所には、D 医師の平成 25 年 4 月 20 日付診断書(精神の障害用)、同年 11 月 6 日付診断書(精神障害者保健福祉手帳用)が証拠として提出されており、これらには原告の発症時期について、平成 13 年 5 月と記載されていました。労災申請はダメだが、年金や手帳であれば OK というのでしょうか。この点について、裁判所は、「D 医師において、原告のうつ病の発症時期について異なる診断をするに至った合理的根拠も何ら明らかにされていない。したがって、当該記載は、もっぱら労災申請その他の各行政機関に対する申請を目的とした原告からの働きかけによって記載されたものにすぎないものと推認され、その医学的証明力は乏しいものといわざるを得ない。」と判断しています。

いかがでしょうか？色々と考えさせられる裁判例だと思います。